

3 巡目に入った指定管理者制度の現状に関する研究

A study on the present condition of the designated administrator system entered in the 3rd

1K09A182

指導教員 主査 平田竹男 先生

橋詰 将成

副査 中村好男 先生

【研究背景】

指定管理者制度は2003年6月に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」において制度が設けられ、「公の施設」の管理運営が民間市場に開放されるようになった。指定管理者制度を導入する主な目的としては、①公共サービスの向上、②行政コストの削減の2点が挙げられる。実際に総務省がH18、21、24に実施した指定管理者制度の導入等を調査した結果をみると、指定管理者制度を導入している施設が増加しており、多くの公の施設で指定管理者制度を導入していることが分かる。しかしながら、指定管理者の取り消し件数の推移をみると、H24には831件の取り消し件数があり、業務停止、指定管理の取り止めも含めると前回調査のH21と比べても315件も増加している。そこで、3巡目に入ろうとする指定管理者制度の現状から、今後の在り方について考えていきたいと思い、本研究に至った。

【研究目的】

総務省の「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」を中心に、3巡目に入った指定管理者制度における課題の抽出とそこから導き出される問題への解決策を提言していくことを目的とする。

【研究方法】

本研究では、前述の研究目的のために以下の手法を用いた。

① 指定管理者側からみた現状・課題

- ・指定管理者の取り消した理由
- ・指定管理者ごとの破たん事例(12件)等

② 行政側からみた現状・課題

- ・指定管理者導入のプロセス
- ・選定手続別状況
- ・選定基準の公表状況
- ・選定理由の公表状況
- ・評価の実施状況等

また、データ収集にはインターネットによる各自治体のHP及び総務省自治行政局行政支援室の「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」、朝日新聞、読売新聞等の新聞記事を用いた。

【研究結果】

・指定管理者側の課題

指定管理者を取り消した理由をみていくと、施設の見直し、団体自身の理由、運用上の理由が大部分を占めていることが分かった。また、2008年以降の指定管理者の破たん事例をみても経営困難、不正事件等の運用上の理由が多い。さらに、指定後1年以内の取り消しが多いことも分か

った。

・行政側の課題

指定管理者を導入するまでのプロセスをみていくと「選定」と「モニタリング」の部分において自治体との関わりが大きく、重要であることが分かった。

まず、「選定」の部分を見ていくと公募状況は全体の44%が非公募で実施している結果となった。また、選定理由の公表状況をみても42%しか公表しておらず、半数以上は非公表で選定が行われていた。

さらに、「モニタリング」の実施状況をみていくと全体の74%は実施しているが、そのうち68%は外部有識者等の視点から評価がなされておらず、多くの施設で行政が中心となって実施されていることが分かった。また、都道府県、指定都市、市区町村と区分ごとにみていくと、自治体の規模が大きいほど、外部有識者等の専門家による評価が実施され、情報公開も積極的に行われていることが分かった。

【考察】

指定管理者側の取り消し等の理由から管理体制の規模が小さい企業、つまり指定管理者としてのキャパシティのないまま指定管理者として管理運営を行っている可能性が高いことが分かる。単に利潤だけを追求した運営だけではなく、総合的な観点からより一層の管理運営を行うことが求められる。

行政側の「選定」、「モニタリング」の実施状況をみても未だに多くの自治体で非公募、非公表等の不透明な部分が多いことが分かる。また、自治体の規模によっても結果が異なっていた。このような結果の差異はコスト面から考えても小さな自治体には限界があることが想像できる。よって指定管理者制度の運営を円滑に進めていくためにも土台となる部分は行政側であると著者は考えた。

【提言】

1. マニュアルの作成

各自治体による選定・評価等の違いを受けて、基準となる「マニュアル」を導入することで、より明確な基準のもとに指定管理を実施していけると考える。また、小さな規模の自治体等の手助けにもなりうる。

2. 第三者による選定・評価委員会の確立

外部有識者等の第三者による選定・評価を行うことは行政が直接行うよりも信頼性が増し、質の向上につながるだろう。

【結論】

本研究では、指定管理者制度の運用が開始されてからおよそ10年が経ち、現在の指定管理者に関するデータより課題を抽出してきた。そこでキーワードとなったのが行政側の「選定」と「モニタリング」であった。また、指定管理者側にもより一層の努力が必要であろう。